

▶ 柴田斎苑全景（3月1日時点）



『柴田斎苑』

供用開始しました

村田町大字沼辺字粕沢地内に建設を進めていた柴田斎苑が、駐車場などの一部を除いて完成し、4月1日から供用を開始しました。

完成した柴田斎苑は、最新の火葬炉設備の導入により環境にやさしく、また、落ち着きと温かみがあり、どなたにも利用しやすいバリアフリー対応施設となっています。

今後は、7月末まで旧柴田斎苑の解体を行い、跡地に新たな駐車場の整備工事を行いますので、引き続き皆さまのご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。



平成31年10月からの供用開始を予定している白石斎苑

の進捗状況は、平成31年3月末時点で43・5%が終了しています。
現在は、建築工事が本格化しており、供用開始に向け、順調に工事が進んでいます。

▶ 白石斎苑の建築工事状況（2月時点）



4月1日から斎苑使用料が改定となりました

当組合が管理している白石斎苑、七ヶ宿斎苑、あぶくま斎苑、柴田斎苑及び川崎斎苑の斎苑使用料について、次のとおり改定となりました。

使用料については、斎苑をご利用いただく当日、斎苑の窓口にて納付していただくことになります。詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。<http://www.az9.or.jp/eisei/saien-ryoukin.html>

火葬区分	4月1日からの使用料		
	仙南2市7町内 (白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町)	仙南2市7町以外	
死 体	・死亡時における死亡者の住所が仙南2市7町内の場合 ・住所地特例等対象者(※)	15歳以上：10,000円	15歳以上：40,000円
		15歳未満：8,000円	15歳未満：32,000円
死 胎 児	・死胎児の父又は母の住所が仙南2市7町内の場合	7,000円	28,000円
改 葬	・改葬しようとする遺体が埋葬されているお墓等の住所が仙南2市7町内の場合	5,000円	20,000円
肢体のみ	・肢体の一部を有していた者の住所が仙南2市7町内の場合	5,000円	20,000円
分べん汚物	・産婦の住所が仙南2市7町内の場合	5,000円	20,000円

※ 住所地特例等対象者
 ①死亡者が介護保険法に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居していた方であって、仙南2市7町が行う介護保険の被保険者であった場合
 ②死亡者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定施設入所障害者であって、仙南2市7町の介護給付費等の支給決定を受けていた場合